

## 「むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業」業務委託企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、「むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業」の業務委託について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務

#### (1) 事業名

むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業

#### (2) 業務の内容

「むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり

#### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

#### (4) 提案上限額

1,714,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

本業務に応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（応募参加者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

- 等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること  
オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 235 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと

## （２）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要領で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき

## ４ 提出書類及び提出方法等

### （１）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第 1 号）： 1 部
- ② 事業者概要書（様式第 2 号）： 1 部  
※必要添付書類がありますので、様式第 2 号を御確認ください。
- ③ 企画提案書（様式第 3 号）： 7 部  
※企画提案書に必要な記載事項は、別紙 1 を御確認ください。
- ④ 経費見積書（様式第 4 号）： 1 部

### （２）提出期限

- ① 参加申込書（様式第 1 号）、事業者概要書（様式第 2 号）  
令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時
- ② 企画提案書（様式第 3 号）、経費見積書（様式第 4 号）  
令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時

### （３）提出方法及び提出先

9 の担当部局まで、持参又は郵送により提出すること。

- ・ 郵送の場合、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合、午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）に提出先に持参すること。

### （４）その他

- ・ 提案は 1 事業者につき 1 提案とする。
- ・ 提案はすべて企画提案書に記載し、様式第 3 号に添付して提出すること。

## 5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

### (1) 受付期間

令和7年5月16日（金）正午までとする。

### (2) 質問・問合せ方法

- ・企画提案に関する質問等は、別紙「質問書（様式第5号）」により行うものとする。
- ・質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業業務委託への問い合わせ」として、9の担当部局あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

### (3) 質問書への回答

質問書への回答は提案者（参加申込者）全員に電子メールで送付する。ただし、提案者の独自提案に関わることなどについては、当該質問者に対してのみに回答するものとする。

## 6 審査及び最優秀提案者の決定方法

- (1) 山形県が設置する企画審査会において、別紙2の審査基準に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。
- (2) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の6割に満たない提案は選定を見送る場合がある。
- (3) 企画審査会の日時・場所等については、別途、各参加者に対し書面により通知する。審査の結果についても、同様に各参加者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。
- (4) 提案者が一者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

## 7 契約締結

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (4) 当該業務の契約に際しては、受託者は山形県財務規則第134条第1項の規定により、

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 135 条第 3 項に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

## 8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は本件に係る企画提案の審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 企画提案参加申込書（様式 1 号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、すみやかに書面（任意様式）により 9 の担当部局に提出すること。
- (5) 公募及び契約については、県の都合により事業停止等があり得る。

## 9 担当部局

山形県村山総合支庁総務企画部総務課連携支援室

住 所：〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号（村山総合支庁本庁舎 2 階）

電 話：023-621-8354 F A X：023-621-8363

メール：ymurayamarenkei#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分で「@」に変えた上で送信してください。